

経済情報コンダクター

月刊

東海財界

TOKAI ZAIKAI

2015
5月号

(毎月1回 25日発行)



中部経済産業局長 井内 摂男

競争力強化の好機である今、すそ野となる産業・人材の育成を



東海学園大学長 松原 武久

自ら学び、己の言葉で語る人材へ若者を教え導く



中京銀行頭取 室 成夫

最大の財産であるお客様の期待に応える行員育成を

名古屋駅徒歩圏に大型賃貸マンション

「ささしまライブ24」に誕生



ロイヤルパークスERささしま



Daiwa House[®]
大和ハウス工業株式会社



Daiwa Living[®]
大和リビング"株式会社

片岡信恒弁護士の法律相談所



片岡法律事務所
弁護士・中小企業診断士
片岡信恒

Q 私は公務員です。先日レストランの駐車場で停車中、警察官から声を掛けられ、『ストーカー行為の容疑で事情を聞きたいので、同行して欲しい』と言わされました。実は、そこに勤めている女の子が好きになり、度々レストランへ行き、ずっと彼女を眺めていたり、何度も帰宅する後を付けて自宅がどこか確認したことがあります。処罰されたり、新聞報道をされることもありますか。

A 最近、盗撮事件とつきまとい事件を担当しました。
現行犯だと、なかなか無罪を主張することは難しいです。状況が不利ならば、素直に認めて、被害者と示談をし、できれば嘆願書を書いてもらい、検察官に不起訴処分をお願いすることが望ましいでしょう。盗撮は、公共の場所で行った場合は、愛知県だと愛知県迷惑防止条例違反に該当します。他の都道府県でも同様に迷惑行為防止条例があります。

このような行為は、恋愛感情にともなつてなされているようなので、ストーカー規制法第二条第一項第一号の「つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又は住居等に押しかけること」に該当する可能性があります。

本件の事例だと、徹底的に否認するという対応も考えられます。しかし、被害者の供述を前提として、警察ではかなり厳しく追及されそうです。私が担当した事件では、事実をそのままに話したの

で、ストーカー規制法に該当するものと判断されました。被害者の方と交渉を進め、示談が成立すれば、前科がない限り、重くても罰金刑、うまくすれば不起訴（起訴猶予）になると思います。

ただし、被害者と示談することは困難が予想されます。私が担当した事件でも、被害者と接触すること 자체が簡単ではありませんでした。被害者は高校生でご両親との面談を、担当刑事を通じてお願ひしました。ところが、「名前も住所も知られたくない。お金ももらいたくない」との返事でした。最終的に警察署で弁護士とだけ会うとの返事をもらいました。その後、示談交渉を行い、メモ用紙に手書きで示談書を作成しました。しかし、住所も名前も書けない、と言われやむを得ず、「被害者の父、母」とだけ書いてもらいました。

片岡信恒 昭和五十五年片岡法律事務所を設立。三〇年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。

法律問題でお困りの際は、名古屋の片岡法律事務所にぜひお気軽にご相談ください。

ストーカー規制法の事件は、被害者が若い女性なので、父親が対り上げられなかつたことから、かろうじて職は失わずに済みました。

名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号M.S.桜通七、八階